

答申 情第39号

平成29年1月26日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（全部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年8月25日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月26日付け都整第66号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った全部公開決定（以下「本件処分」という。）については、改めて対象公文書を特定し、公開、非公開の決定をすべきである。

2 審査請求の経緯

- (1)平成28年5月13日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「拠点開発と称する5件（379億円、166億円、555億円、148億円、105億円）の内容及び成果の詳細が分かる全て」について、公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、「相模原市の再開発事業（法定再開発編）」を公開請求に係る公文書と特定し、平成28年5月26日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書公開（全部公開）決定通知書を送付した。
- (3)平成28年6月13日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年8月25日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

合計1353億円の拠点開発の詳細が分かる全ての資料公開を求めたが、たった14ページの「相模原市の再開発事業（法定再開発編）」（以下「本件概要」という。）しかないとのことである。これでは1353億円の詳細内容が分からない。費用対効果が分からない。税金の使用内容を市民に詳細、成果を公開すべきである。こんな隠蔽は許されない。情報公開法を無視している。

なお、対象となる拠点開発は、橋本駅北口地区第一種市街地再開発事業（以下「橋本駅北口」という。）橋本駅北口C地区第一種市街地再開発事業（以下「橋本駅北口C」という。）相模大野駅西側地区第一種市街地再開発事業（以下「相模大野西側」という。）小田急相模原駅北口A地区第一種市街地再開発事業（以下「小田急相模原A」という。）小田急相模原駅北口B地区第一種市街地再開発事業（以下「小田急相模原B」という。）である。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、対象となる5件の市街地再開発事業について、具体的な公文書を特定するために、本件公文書公開請求を受けた後、電話にて審査請求人に請求内容の確認を行った。

その際、「内容及び成果の詳細が分かる全ての情報」という請求内容について、「事業の成果の詳細が分かる資料」という趣旨であることを確認したことから、当該各事業の概要を網羅的に記載し、一般に公開することを目的に作成中であった本件概要を特定し、全部公開したものである。

5 審査会の判断

(1) 市街地再開発事業について

市街地再開発事業とは、「市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びこの法律（第七章を除く。）で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附随する事業をいい、（略）第一種市街地再開発事業と（略）第二種市街地再開発事業とに区分」される（都市再開発法（昭和44年法律38号）第2条第1号）。

第一種市街地再開発事業とは、権利変換手続により、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換するものであり、第二種市街地再開発事業とは、公共性、緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与えるものである。

(2) 本件対象市街地再開発事業について

本件請求の対象となっている市街地再開発事業は、いずれも市街地再開発組合が施行する第一種市街地再開発事業である。

本件概要によると、各市街地再開発事業の着工日から工事完了公告日までの期間及び総事業費は、橋本駅北口が平成10年8月6日から平成12年11月2日までで390億円、橋本駅北口Cが平成11年9月7日から平成13年8月1日までで167億円、相模大野西側が平成21年12月6日から平成25年2月28日までで593億円、小田急相模原Aが平成16年11月1日から平成19年11月16日までで143億円、小田急相模原Bが平成23年8月1日から平成25年9月27日までで109億円となっている。

(3) 本件対象公文書について

本件概要には、地区の概要及び事業の概要として、土地利用の変化、事業経過、資金計画（決算額）、施設建築物の計画及び都市計画決定の内容等が簡略に記載されている。しかしながら、審査請求人は、本件概要では1353億円の詳細内容、費用対効果が分からないとし、税金の使用内容を市民に詳細、成果を公開すべきであると主張していることから、実施機関が本件対象公文書として本件概要を特定したことの妥当性について検討する。

（４）本件対象公文書の特定の妥当性について

公文書の公開を請求しようとするものは、氏名、住所などとともに公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項を記載した公開請求書を提出しなければならず（条例第6条第1項）、この公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項には、公開請求者が公文書の件名を明記することができない場合は、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより当該公文書を特定することができる程度の記載がされていることが必要である。

そして、記載事項に漏れがある場合や、公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載に不備があり、公開請求に係る公文書を特定することができない場合等、「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」は、実施機関は、公開請求者に対し、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないものである（同条第2項）。

実施機関の説明によると、本件対象公文書を特定するに当たり、審査請求人から「事業の成果の詳細が分かる資料」という趣旨であることを確認したことから、市費を含めた事業費など事業全体の概要の分かる資料が最も適切であると判断し、本件処分に至ったものの、その後の反論書において、その趣旨が費用対効果が分かる資料及び拠点開発事業における市費の使用内容の詳細、成果であるということを認識したとのことである。

また、実施機関においては、本件概要の公開後に審査請求人の意向を確認し、必要に応じて詳細を記した公文書を公開あるいは情報提供により対応する意向であったとのことであり、個別の市街地再開発事業により異なるものの、他にも市街地再開発事業に関する公文書が存在することを認めている。

これらを踏まえると、実施機関が本件対象公文書を本件概要のみに特定したことについては、十分ではなかったものと認められることから、改めて対象となる公文書を特定し、公開、非公開の決定を行うべきである。

（５）審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った全部公開決定については、改めて対象公文書を特定し、公開、非公開の決定をすべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 8月25日	実施機関からの諮問
10月 3日	審議 実施機関からの意見聴取
11月 7日	審議 審査請求人の意見陳述
12月26日	審議

第1部会委員 北原 仁
白井 雅子
伊藤 信吾